

認証基準(4基準)の改正について(厚生労働省告示第97号:平成23年3月31日)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	改正内容
68	「使用目的、効能又は効果」欄の、「静脈に穿刺し、真空採血管を用いた」を「真空採血管を用いた静脈からの」に改める。
101	「使用目的、効能又は効果」欄を、「注射筒に接続して、医薬品中の微小異物、細菌又は真菌の除去に用いること。」に改める。
102	「使用目的、効能又は効果」欄を、「輸液セット等に接続して、医薬品中の微小異物、細菌又は真菌の除去に用いること。」に改める。
103	「使用目的、効能又は効果」欄を、「注射筒又は輸液セット等に接続し、注射用医薬品の注入又は血液若しくは体液等の採取に用いること。」に改める。